

赤穂市告示第53号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、下記のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により、通知に代えて公示する。

令和7年9月11日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

1 職権消除した住民票

住 所 赤穂市中広493番地18
氏 名 秋本 徳心
生年月日 平成15年12月22日

2 消除した年月日

令和7年9月10日

（教示）

- 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、赤穂市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定に対する取消しの訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。（なお、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年経過すると、この決定に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、1の規定による審査請求した場合の決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。